

令和2年2月27日

学生各位

四天王寺大学
学生支援センター

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡大防止のための課外活動等の中止の要請

政府および大阪府のイベント等の中止・自粛要請を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡大防止ため、明日の令和2年2月28日（金）から3月20日（金）までの期間、下記に該当する課外活動を中止または延期をしてください。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今回の中止要請の期間延長や範囲を拡大することがあります。その際は改めて連絡をしますので、本学ホームページやIBU.netのメールを定期的に確認してください。

活動の中止・延期等を要請することになり、とても心苦しい限りですが、学生の皆さんの安全・安心を第一に考慮したうえでの決断であることにご理解・ご協力をお願いします。

なお、課外活動以外のことについては、担当部局から改めて連絡をします。

記

1.中止・延期要請期間

令和2年2月28日（金）～令和2年3月20日（金）

*状況により期間延長や範囲を拡大することがあります

2.課外活動のうち、次の項目については活動を中止してください

- ①学外での一切の課外活動（合宿・遠征、試合・大会参加、ライブ、練習、ボランティア等）
- ②学外での集会や会議、追出しコンパ等の飲食を伴う懇親会等
- ③学内合宿
- ④本学以外の部外者（卒業生を含む）を招いての学内での活動

3.その他の課外活動について

上記の中止・延期要請項目以外の学内での課外活動も原則中止とします。ただし、やむを得ず実施する場合は、以下の①から④を必ず遵守してください。なお、今後の状況の変化により全ての課外活動の中止を要請する場合があります。

- ①課外活動の参加・不参加については個人の意思を尊重し、参加の強要はしないこと。また、不参加の者に不利益が生じないようにすること。
- ②衛生管理（手洗い、アルコール消毒、咳エチケット、マスク着用、定期的な換気など）
- ③風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）。強いだるさや息苦しさがある場合は、課外活動に参加しないこと。
- ④参加者の記録（万が一感染者が発生した場合に追跡できるよう、活動日ごとに課外活動願を作成し、学生支援センターへ提出すること）

4.参考

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）首相官邸
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/26corona.html
- ②新型コロナウイルス感染症について 大阪府
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>
- ③新型コロナウイルス感染症について 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ④新型コロナウイルスを防ぐには(PDF) 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>

5.本件に関する不明点や相談窓口

学生支援センター

以上